

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:建設部下水道課 No.008

処 分 名	在来排水施設の認定
処 分 の 概 要	在来の排水施設を排水設備として使用する者は、市長の認定を受けなければならない。
根拠条例等・条項	春日部市下水道条例第 11 条 春日部市下水道条例施行規則第 8 条
審 査 基 準	春日部市下水道条例 （在来排水施設の認定） 第 1 1 条 在来の排水施設を排水設備として使用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の認定を受けなければならない。 2 前条第 2 項の規定は前項の場合に準用する。 春日部市下水道条例施行規則 （在来排水施設の認定申請） 第 8 条 条例第 11 条の規定による在来排水施設の認定を受けようとする者の申請は、在来排水施設認定申請書（様式第 6 号）によるものとする。
標準処理期間	21 日（休日は含まない。）
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 27 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	庄和総合支所 2 階下水道課
備 考	

**根拠条例及び
関係法令等の抜粋**

■春日部市下水道条例

(在来排水施設の認定)

第11条 在来の排水施設を排水設備として使用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の認定を受けなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

■春日部市下水道条例施行規則

(在来排水施設の認定申請)

第8条 条例第11条の規定による在来排水施設の認定を受けようとする者の申請は、在来排水施設認定申請書(様式第6号)によるものとする。